

NPO法人設立認証後の手続きの流れ

1 認証

市から認証書が交付されます。

2 法務局で設立登記

NPO法人は、法務局にて登記することによって成立します。（市の認証を受けただけでは成立しません。）

登記申請は、組合等登記令の規定により、認証の通知があった日から2週間以内にしなければなりません。また、設立の認証があった日から6か月を経過しても登記をしないときには、設立の認証を取り消されることがあります。

3 日立市役所市民活動課に設立登記完了届出書を提出

設立登記が完了したら、法務局で「登記事項証明書」の交付を受け、「設立登記完了届出書」を日立市市民活動課に提出してください。

提出書類：設立登記完了届出書	1部
登記事項証明書	2部（うち写し1部）
財産目録	2部

4 県税事務所への届出手続

法人県民税や法人事業税などが関係しますので、収益事業を行うかどうかに関わらず、法人が設立したことを届け出てください。（収益事業を行わない場合は、減免される場合がありますので、県税事務所で減免申請手続の相談をしてください。）

5 日立市役所市民税課への届出手続

法人市民税が関係しますので、日立市市民税課にも法人が設立したことを届け出てください。（収益事業を行わない場合は、減免される場合がありますので、市民税課で減免申請手続の相談をしてください。）

6 税務署へ収益事業開始届提出に関する手続（必要に応じて）

法人税課税対象事業を行う場合や所得税の源泉徴収支払義務がある場合は、法人が設立したことを届け出てください。（法人税法上の収益事業に該当するかの判断は税務署に相談してください。）

7 その他（必要に応じて）

人を雇用した場合は、労働基準監督署（労災保険）、職業安定所（雇用保険）、年金事務所（健康保険、厚生年金）での加入手続が必要になる場合がありますので、それぞれの事務所で確認してください。

問合せ先一覧

手続きの内容	提出先・問い合わせ先
法人登記申請に関すること	<p>○水戸地方法務局（本局） 水戸市三の丸 1-1-42 駿優教育会館 Tel029-227-9911（代表） 申請書等は、法務局HPでも確認できます。 http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html#04</p> <p>※登記後の各種証明書の発行は水戸地方法務局（日立支局）でも取り扱っています。</p> <p>○水戸地方法務局（日立支局） 日立市弁天町 2-13-15 Tel0294-27-6035</p>
設立登記完了届	<p>○日立市市民活動課 日立市助川町 1-1-1（第1庁舎1階） Tel0294-22-3111（内線513）</p>
法人県民税や法人事業税などに関すること	<p>○常陸太田県税事務所高萩支所 高萩市春日町 3-1 Tel0293-22-2019</p>
法人市民税に関すること	<p>○日立市市民税課 日立市助川町 1-1-1（臨時庁舎A棟2階） Tel0294-22-3111（内線235、236）</p>
法人税や所得税の源泉徴収に関すること	<p>○日立税務署 日立市若葉町 2-1-8 Tel0294-21-6346（自動音声）</p>
労災保険に関すること	<p>○日立労働基準監督署 日立市幸町 2-9-4 Tel0294-22-5187</p>
雇用保険に関すること	<p>○日立公共職業安定所（ハローワーク日立） 日立市若葉町 2-6-2 Tel0294-21-6441</p>
健康保険・厚生年金に関すること	<p>○日立年金事務所 日立市幸町 2-10-22 Tel0294-24-2194</p>

問合せ先

日立市市民活動課市民活動係

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

Tel0294-22-3111 内線513